

| | 質問 | 回答 |
|----|-----------------------|--|
| 1 | 実行委員会から各団体への振り込み手数料は？ | 各団体もちでおこなう |
| 2 | 台車は可能か | 微妙 審査委員会の判断 |
| 3 | 白木から塗りにはいいのか | 専門家の意見は？審査会で判断。 |
| 4 | 提灯は？提出の写真は？バージョンアップは | 写真はいくつかをまとめてでよい。ただし、劣化のわかるもの。提灯枠、元のサイズで。柄を変える→ふさわしい古式に戻すことなら可能かも。意見書で判断。 |
| 5 | 多年度にかかる修繕は？ | 単年度で仕上げてください。 |
| 6 | 屋台蔵は？ | どのような事情があっても、今回の補助からは対象外。 |
| 7 | 子供だんじりは？春の例大祭に奉納している。 | 祭りそのものの来歴を審査される。祭りは古くからあっても、だんじりとの関係が新しい。 |
| 8 | ダボシャツは？ | 戦後のものなので対象外。 |
| 9 | 水引幕などのバージョンアップは？ | 劣化に伴う修繕であっても、バージョンアップは基本的に無理。伝統的な見地に立ち、合理的な柄へ変えることは可能かもしれない。古式に戻すなど。 |
| 10 | 単年度で複数個所の修繕は？ | 可能 例：ダイワ幕、水引幕、唐木 |
| 11 | 提灯の柄が変わってもいいのか？ | 基本的には伝統的なものに。現在のものを修繕。 |
| 12 | 水引幕、古式に戻すのはいいのか。 | 学識者の意見により、審査会で判断。 |
| 13 | 塗りの作業を3年に分けて申請できるのか。 | 屋台1個体の完成を単年度で。 |

| | | |
|----|--|--|
| 14 | 年度内に完成しなかった場合は | 全額自己負担。 |
| 15 | 一度に何点かの修繕は可能か | 可能 例：ダイワ幕、水引幕、唐木 |
| 16 | 保存団体は、自治会とは別のものになるのか | P 1 3 ページにある要件を満たせば自治会でも大丈夫。 |
| 17 | 補助金適正化法に適用されるか | される |
| 18 | 各団体においても専用の通帳は必要か。 | 口座及び帳簿を作成すること。 |
| 19 | 専用の口座は元々団体で所有しているものでもよいのか。 | 原則は新規が望ましいが、団体名と口座名が同じであり、他の支出入が無い物であれば、使用してよい。 |
| 20 | 見積書の宛名は実行委員会名か。 | 実行委員会名、または構成団体名 P 22参照 |
| 21 | 入力フォーム送信後、辞退するのは可能か。 | 可能。辞退の際はできるだけ早いご連絡をお願いします。 |
| 22 | 5,000万か1,000万かわかるのはいつか。 | 希望受付エントリー終了の12/5ころになる。エントリー数等確定した内容はHPでお知らせ予定。（エントリー数によっては申請者に直接ご連絡） |
| 23 | R5の事業途中に計画を見直し、取りやめた事業を、R6年度の事業申請が始まった場合、R6用として改めての申請は可能か。 | 変更申請を行ったうえで、次年度の申請は可能。 |

| | | |
|----|---|---|
| 24 | 見積もりは10万円以上で必要とのことだが、修繕A：5万円、修繕B：8万円、修繕C5万円で、計18万円の修繕事業を行おうとする場合、合計額は10万円を超えています。単体の修繕はどれも10万未満なので、見積もりの徴取は必要ないという理解でよろしいか。 | 同じ業者から出てくる見積もりの額が10万円未満なら、見積書の徴取は必要ない。 |
| 25 | 戦前からの伝統行事に使用している山車であるが、山車そのものは戦後のものである。対象となるか。 | 審査会での判断となる。来歴を詳しく提出してほしい。 |
| 26 | 採択の結果、ある団体だけもらえないということはあるか。 | ある。その場合は、採択の際、条件付けで知らされる。 |
| 27 | 神社の祭礼は戦前のものであるが、山車を用いたのは戦後であるが、対象となるか。 | 審査会での判断となる。来歴を詳しく提出してほしい。 |
| 28 | 提灯を買おうと思うが、壊れたものは廃棄してしまっている。写真が撮れないがどうすればよいか。 | 基本的には、写真がある。しかし取れない場合は、廃棄の理由を示し、そのようなものかわかる写真を添付。 |
| 29 | 太鼓など、戦後のものであるが対象となるか。 | 仕様など、伝統的なものであることを説明し、申請は可能である。 |